

## 「反社会的勢力の排除条項」の導入に伴う 預金規定等の改定のお知らせ

滋賀県信用組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係を遮断する取り組みの一環として、平成24年4月1日より、普通預金規定、定期預金規定、当座勘定規定等各種預金規定等並びに保護預り規定を改定し、「反社会的勢力の排除条項」を導入いたしました。

本条項は、預金者や保護預りの利用者等が、反社会的勢力に該当することが判明した場合等に、当組合の判断によりお取引の停止または解約させていただくことができることを定めており、既にお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、規定改定後は、預金口座の開設、保護預りのご利用の申込みをいただく際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないこと等の表明・確約をお願いすることとなります。

本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただくこととなりますので何卒ご承知おき願います。

滋賀県信用組合は、今後とも地域金融機関としての公共的使命および社会的責任の重要性を認識し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んで参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

以上